

職員の懲戒処分についてのお知らせ

地方公務員法第29条に基づき、次のとおり懲戒処分を行いました。

処分の内容	停職2月	
処分年月日	2008年(平成20年) 1月25日	
処分の理由	2008年1月8日午前9時頃、JR鶴見駅において、京浜東北線乗り電車で、下車しようとした私立高校女子生徒に対し、神奈川県迷惑防止条例第3条「卑わい行為の禁止」違反の容疑により逮捕されたことは、職の信用を傷つけ、職員全体の不名誉となる行為であり、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反し、同法第29条第1項第3号に該当することから処分を行うもの。	
対象職員	所属	教育委員会生涯学習部青少年課
	補職	主任
	性別	男性
	年齢	31歳